

保育所給食業務 仕様書

1 「碧南市民病院 給食業務委託 仕様書」に記載されたこと以外を、以下により定める。

2 保育所の概要

(1) 名称および所在地

院内保育所「すくすく」 碧南市平和町3丁目6番地 碧南市民病院敷地内

(2) 施設状況

ア 入所児童数 36人（令和6年4月1日現在）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人数	0人	5人	13人	7人	7人	5人

イ 1日あたり平均児童数6.2人（令和5年度利用実績）

ウ 食事種類 朝食、昼食

エ 開所日 通年

オ 休所日 毎月第2・第4・第5土曜日および日曜日、12月29日から1月3日まで。

3 食事提供日

(1) 昼食：月曜日から金曜日、および毎月第1、第3土曜日および日曜日。ただし第1土曜日を基準にするため、第2日曜日の場合あり。

(2) 朝食：週のうち3日

(3) 参考：令和5年度実績301日提供（朝食9食、昼食1，843食）

4 食事時間

(1) 食事時間・配膳時間

項目	朝食	昼食
食事時間	7時15分～8時00分	11時30分～12時15分
配膳時間	7時10分	11時15分
下膳時間	8時00分	13時00分

(2) 受託者は、委託者の定める食事時間を厳守する。

(3) 受託者は、調理後はできるだけ短時間に盛付、配膳を行う。一時保管する場合は冷蔵・温蔵庫にて保管し、適時適温の食事提供に努める。

5 業務内容

(1) 栄養管理

ア 受託者は献立表を作成し調理する。献立は主として2～3歳未満児を対象とし、栄養バランスを考えたものとする。献立は病院の小児食と同じもので構わない。

イ 昼食は月1回、行事食を提供する。このメニューは季節感（イベント）を取り入れたものとする。

ウ 食育の観点から、季節の食材を使用し、季節感のある献立にする。

エ 作成した献立表1部を委託者及び保育所に提供する。献立表にかかる用紙、印刷代は受託者負担とする。

オ アレルギー対応食・離乳食・ミルクはすべて保護者が持参する。

カ 嗜好など個別対応の食事提供は行わない。

キ やむなく個別対応が発生する場合は委託者から受託者へ事前に相談し都度協議にて決定する。

(2) 食数管理

ア 委託者は、食事提供の3日前までに受託者に必要食数を報告する。

イ 締切経過後に食事の追加・変更・キャンセル依頼があった場合は、委託者・受託者の協議により可能な内容にて対応する。

(3) 配膳、下膳および給茶等

ア 保育所まで配膳車にて運搬する。受託者は、食事を運搬できる形で準備すること。

イ 病院小児食にはおやつと給茶が伴うが、保育所給食は委託者が用意するため不要とする。

6 業務分担

項 目	委託者	受託者
幼児の栄養教育全般	○	
委託者の関係部門との連絡及び調整	○	
献立表の作成		○
献立表の印刷		○
食事・食器等の運搬（①厨房から保育所へ食事の運搬②食事終了後、保育所から食器等の回収）		○
配膳（運搬車から器への盛り付け）	○	
給茶	○	
下膳（食後の食器を運搬車へ入れる）	○	
幼児の食事関係書類の作成	○	

7 厨房器具・什器・備品等の貸与

No.	品 名	No.	品 名
1	運搬車	11	食器 深皿（大）
2	電気式炊飯器（運搬用）	12	食器 深皿（小）
3	保温食管（運搬用）	13	食器 スプーン
4	食器消毒保管庫（保育所内）	14	食器 フォーク
5	冷蔵庫（保育所内）	15	食器 マグカップ
6	移動式作業台車（厨房用）	16	食器 ポリプロトレイ長方形
7	弁当箱	17	食器 うどん丼
8	食器 幼児用椀	18	食器 はし
9	食器 汁椀	19	食器 小鉢（大）
10	食器 フルーツ皿	20	食器 小鉢（小）

8 その他

上記以外については愛知県の「認可外保育施設指導監督基準」第6給食の項目に準ずること。

9 委託料

- (1) 管理費制契約とし、請求区分は「管理費」と「食材費」の2区分とし、それぞれにおいて月次で精算するものとする。
- (2) 管理費は、契約期間において金額は固定とし、その積算は患者給食業務と合算するものとする。
- (3) 管理費の月次の支払・請求は、管理費の契約額を患者給食業務と保育所給食業務とで按分する。その按分方法は、別途委託者にて定める。
- (4) 食材費は、朝食・昼食の区分による1食ごとの単価制とする。
- (5) 献立に含まれない食材の購入費用については、上記食材費から除く。

